令和８年度　第３回公立大学法人岐阜県立看護大学経営審議会　議事録

１　日　時　令和８年９月２５日（金）　１３：２５～１４：２２

２　場　所　公立大学法人岐阜県立看護大学　会議室１

３　出席者　松下理事長、梅津委員、古川委員、青木委員、松井委員、田村委員、佐藤委員
事務局　布施総務課長、清水学務課長
井戸田主任、大野主事
欠席者　吉原委員

４　議事概要
審議事項

（１）経営審議会が推薦する理事長候補者について

事務局より、資料１に基づき経営審議会委員による理事長候補者の推薦一覧について説明がなされた。

本年度第２回経営審議会において、経営審議会委員が候補者として推薦されたときはその後の審議に加わることができないとされたため、理事長候補者として推薦のあった松下委員は、議長を梅津委員に交代し、審議に入る前に退席した。

松下委員退席後、梅津議長により理事長候補者の推薦理由について説明が求められ、推薦者より推薦理由等の説明がなされた。

続いて、事務局より、資料１－２に基づき理事長候補者の決定方法について説明がなされ、審議を行った結果、案のとおり無記名投票を行うことが承認された。

投票用紙の配付、開票、投票結果の確認は事務局が行い、投票の結果、総投票数６票、有効投票数６票、松下委員の推薦を可とする投票数６票で、過半数に達した旨の報告がなされた。

これにより梅津議長は、松下委員を経営審議会が推薦する理事長候補者とすることを決定した。

審議終了後、松下委員は再び会議に参加し、梅津委員から議長を交代した。

（２）令和８年度収支補正予算について

事務局より、資料２に基づき説明がなされた。審議の結果、案のとおり承認された。

（３）第３期中期計画期間における財政見通しについて

事務局より、資料３に基づき説明がなされた。審議の結果、案のとおり承認された

（４）公立大学法人岐阜県立看護大学契約職員給与規程の改正について

事務局より、資料４、４－２、４－３に基づき説明がなされた。審議の結果、案のとおり承認された。

報告事項

（１）第３期中期目標期間（見込）の業務の実績に関する評価結果について

（２）学納金の引き上げについて

事務局より、資料５、資料６、６－２に基づき報告がなされた。

委員より、以下のとおり質問及び意見が出された。

○学納金の引き上げについて、県の条例等の改正が必要となるかとの質問がなされ、本学は地方独立行政法人のため条例等の改正は必要ないが、地方独立行政法人法第 23 条にて、業務に関する料金の上限を変更するときは、議会の議決を経て設立団体の長の認可を受けなければならないとされている旨の回答がなされた。

○地方独立行政法人として自己財源の確保は重要であり、現在の社会情勢の変化を踏まえると学納金の引き上げは妥当な判断である。引き上げについては設立団体である県の理解も必要であるため、引き続き県との連携を密にして取り組んでもらいたいとの意見が出された。

○2040 年問題として、医師不足以上に看護師不足が問題となるともいわれているなかで、看護職者となる決意を持って入学する優秀な学生に対して、様々な形で支援していくことが重要であるとの意見が出された。

５　閉　会